

平成 18 年 10 月 27 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 25 号（実務対応報告第 2 号の改正案）

「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 14 年 3 月 29 日に実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 2 号」という。）を公表しておりますが、その後「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）による制度改正を契機とする退職給付会計に係る論点の検討の一環として、いわゆる例外処理を採用する場合における複数事業主制度からの制度間移行等の会計処理についても、その実務上の取扱いを明らかにするため、同実務対応報告の改正につき検討を行ってまいりました。

今般、平成 18 年 10 月 24 日の第 115 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 11 月 27 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：rev_pension@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案により改正することとした主な箇所等について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 改正の目的

当委員会では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）による制度改正を契機とする退職給付会計に係る論点の検討の一環として、複数事業主制度の企業年金の取扱いについて検討を行ってきた。

この検討の中、いわゆる例外処理*を採用する場合における複数事業主制度からの移行等の会計処理について、これまでの企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成 14 年 1 月 31 日公表）や実務対応報告第 2 号において明示的に取り扱っていなかったことから、実務対応報告第 2 号の改正（Q の追加）によりその実務上の取扱いを明らかにすることとした。

* 本公開草案では、退職給付会計基準における原則的取扱いを「原則法」、同注解（注 12）に基づく取扱いを「例外処理」としている。

■ 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から他の確定給付年金制度への移行に際して、移行後の処理に原則法を採用することとなる場合の会計処理（Q 9 参照）

- 退職給付制度間の移行時における未積立退職給付債務の額（又は年金資産が退職給付債務を超える額）は、移行の時点において一時の損益（原則として、特別損益）として処理する。
- 追加的な拠出が求められる場合には、要拠出額を上記の損益に含めて処理する。
- 退職給付制度間の移行が翌期以降に見込まれている場合には、損失発生の可能性等に応じて、損失見積額の費用計上又は財務諸表への注記を行う必要がある。

■ 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理（Q10 参照）

- 原則法を採用していた場合と同様に、退職給付制度の終了の会計処理に準じて処理する。一般には、追加的な拠出が求められる場合に、要拠出額を費用として処理することになる。
- 翌期以降に解散又は脱退が見込まれている場合には、損失発生の可能性等に応じて、損失見積額の費用計上又は財務諸表への注記を行う必要がある。

■ 原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用することとなる場合の会計処理（Q11参照）

- 退職給付制度の終了の会計処理により、移行時における退職給付引当金は全額取り崩す。
- ただし、移行後の確定給付年金制度において、移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金を拠出することとなるような場合には、当該掛金の拠出に相当すると認められる退職給付債務については退職給付引当金として引き継ぎ、以後、適切な方法により当該退職給付引当金を取り崩す。

■ 適用時期

改正日以後終了する中間会計期間及び事業年度から適用する。

以 上